

「不法投棄」、「野焼き」は禁止されています

「ごみ収集場所以外への廃棄物の投棄」や「野焼き（ごみの野外焼却など）」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはその両方が科せられます。

これらの行為は、生活環境に悪影響を及ぼし、近隣住民の迷惑になるばかりか、豊かな自然に恵まれた市の景観を損ねます。廃棄物は適正に処理しましょう。

◆注意！！◆

■不法投棄

▶私有地に不法投棄された場合は、十和田警察署（☎0176-23-3195）か、まちづくり支援課へ通報してください。

▶私有地で不法投棄物の撤去は、投棄した人が不明の場合、土地所有者や管理者が行います。不法投棄されないよう土地を清潔に保ち、定期的に見回りをしましょう。

■野焼き（ごみの野外焼却など）

▶煙や臭いが生活環境に影響を及ぼす場合は、指導の対象となる場合があります。

▶火災と見間違える行為を見かけたら、十和田消防署（☎0176-25-4115）へ通報してください。

▶私有地内での野焼きが家屋の火災へ発展した場合、近隣住宅へ延焼して被害が拡大する危険性があります。

☎まちづくり支援課

☎0176-51-6726

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに

介護施設への入所やショートステイを利用している人が、8月以降も引き続き食費・居住費の負担軽減を受けるためには、認定証の更新手続きが必要です。

利用者負担額は、世帯の課税状況や年金収入額、資産状況などにより判定します。

必要な物 ▶現在お持ちの認定証
▶介護保険負担限度額認定申請書
▶認め印▶本人と配偶者の通帳（複数ある場合はその全て）の写し
申請期限 8月30日（金）

※新たに認定証を希望する人は、随時受け付けしています。

☎**申間高齢介護課** ☎0176-51-6722

個人事業税の納付を忘れずに

個人事業税は、物品販売業、請負業、不動産貸付業、医業、理容業などの事業を営む個人に、前年中の事業の所得をもとに課税する県の税金です。

納税通知書の送付 8月中旬

納税期限 ▶第1期 9月2日（月）

▶第2期 12月2日（月）

各納税期限までに、お近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。

その他の納付方法など詳しくは、納税通知書に同封されるチラシをご覧ください。

☎**間上北地域県民局課税課**

☎0176-22-8111（内線209）

宝くじ助成金で備品を整備しました

（一財）自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源に社会貢献広報事業として行っている、コミュニティ助成事業を活用し、次の団体が備品を整備しました。

地域の拠点施設の機能強化が図られ、高齢者や住民が憩う集いの場の充実、地域コミュニティ活動の活性化が期待されます。

◆**東小稲町内会** ▶エアコン ほか

◆**南吾郷町内会** ▶エアコン、椅子、テーブル ほか

☎**まちづくり支援課**

☎0176-51-6725



介護保険施設における負担限度額が変わります

8月から介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の居住費（日額）の基準費用額および、負担限度額が変わります（食費の基準費用額などは変更ありません）。

詳しくは、お問い合わせください。

☎**間高齢介護課** ☎0176-51-6722

8月は「電気安全月間」です

夏は肌の露出が増え、汗もかくことから電気が流れやすくなり、暑さにより集中力が途切れやすくなることから、感電事故が多くなる傾向にあります。電気の安全な使用を心掛けましょう。

☎（一財）東北電気保安協会

☎0178-20-2270

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎0176-51-6702

「とわだ子育てアプリ」で快適！安心！便利！ **妊娠から出産、育児までをフルサポート**

子育てをもっと楽しく！アプリには便利な機能が満載！

とわだ子育てアプリ **検索**

**プッシュ通知で
予防接種の
受け忘れを防止！**

**子どもの成長を
写真付きで記録！**

**妊婦向けの
機能も充実！**

**十和田市の
子育て情報を
随時配信！**

▲ダウンロードはこちらから